

一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団
-神奈川ゆめ奨学金規程

2018年1月15日制定
2020年7月27日改正

(総則)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団（以下、「財団」という。）の定款第4条第1項に基づき、奨学金の支給に関する事項を定めたものである。

(名称)

第2条 この奨学金は、一般財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団神奈川ゆめ奨学金という。

(目的)

第3条 奨学金は、神奈川県に在住する子弟であり、経済的な事由をもって神奈川県内の高等学校（全日制課程、定時制課程）、中等教育学校の後期課程の修業が困難な者に対し、奨学援助をするものである。

(定義)

第4条 財団から支給を受ける資金を奨学金という。

2 財団から奨学金を受給する者を奨学生という。

(資格)

第5条 奨学生の応募資格者は以下の各号に該当する者及び第2項並びに第3項に該当する者をいう。

(1) 神奈川県内に在住している子弟であること

(2) 神奈川県内の高等学校（全日制課程、定時制課程）、中等教育学校の後期課程に就学する者

(3) 市町村民税所得割額が非課税世帯の者

(4) 財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある者

2 保護者が「C O O P共済たすけあい」の契約者となっていた者で、当該の保護者が亡くなり、以下の各号に該当する者をいう。

(1) 神奈川県内に在住している子弟であること

(2) 神奈川県内の高等学校（全日制課程、定時制課程）、中等教育学校の後期課程に就学する者

(3) 市町村民税所得割額が非課税世帯の者

(4) 財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある者

3 家族状況が変化し、家族から離れて生活しなければならない状況におかれ、以下の各号に該当する者をいう。

(1) 神奈川県内に在住している子弟であること

(2) 神奈川県内の高等学校（全日制課程、定時制課程）、中等教育学校の後期課程に就学する者

(3) 市町村民税所得割額が非課税世帯の者

(4) 財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある者

(応募)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、以下の各号の書類を提出する。

(1) 奨学金申請書

(2) 世帯収入を証明する書類（所得源泉徴収証・生活保護受給者証明書）

(3) 進学又は在学を証明する書類（合格通知証のコピー・在学証明書等）

(選考及び通知)

第7条 理事会は、提出された応募書類に基づき神奈川ゆめ奨学生選考委員会（以下、「委員会」という。）の選考を経て決定し奨学生に通知する。

2 第5条第1項に該当する奨学生は、通知を受けた後、速やかに在学証明書を提出しなければならない。

(支給額及び期間)

第8条 奨学金の支給額は、月額 10,000 円とする。奨学金を支給する期間は4年間を限度とする。

(卒業祝い金)

第9条 高等学校（全日制課程、定時制課程）又は中等教育学校の後期課程を修業し、進学又は就

学に向けた準備のための支援として、卒業祝い金を 50,000 円給付する。

(支給及び受領書の提出)

第 10 条 奨学金は、原則として毎月指定する金融機関の本人名義の口座に支給し、返還を求めない。

2 奨学生は、支給を受けた都度、奨学金受領書を提出しなければならない。

(異動届)

第 11 条 奨学生は、以下の各号にかかげることが生じた場合は、速やかに理事長に届け出る。

(1) 原級留置となったとき。

(2) 傷病等のため 4 週間以上学校を欠席したとき。

(3) 休学・復学・転校・退学したとき。

(4) 本人及び親又は、これに代わる者の身分・住所その他重要事項の異動のとき。

(停止)

第 12 条 奨学生が傷病等の事由により 3 か月間以上の長期休学又は復学の見込みがない場合は、奨学金の支給を停止する。

2 前項各号の事由が消滅した場合には、その月から奨学金の支給を再開する。

(廃止)

第 13 条 奨学生が以下の各号に該当する場合は、奨学金の支給を廃止する。

(1) 傷病等の事由により退学したとき。

(2) 奨学金を必要としなくなったとき。

(3) 支給期間が 4 年間を超えたとき。

(辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも辞退を申し出ることができる。

附則

(施行日)

1 この規程は、2018 年 1 月 15 日から施行する。

(改廃)

2 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

(施行日)

1 この規程は、2019 年 2 月 27 日から施行する。

附則

(施行日)

1 この規程は、2020 年 7 月 27 日から施行する。

履歴

2019 年 2 月 27 日改正